主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

弁護人大橋茹、同斎藤実の抗告趣意は、末尾添付の別紙書面記載のとおりである。 同抗告趣意第一点は、違憲をいうけれども、その実質は単なる訴訟法違反を主張 するに帰し、(憲法三二条は、すべて国民は憲法又は法律に定められた裁判所にお いてのみ裁判を受ける権利を有し、裁判所以外の機関によつて終局的に裁判をされ ることはないことを保障したものであつて、訴訟法で定める管轄権を有する具体的 裁判所において裁判を受ける権利を保障したものでないことは、当裁判所判例の示 すところである。〔昭和二三年(れ)五一二号、同二四年三月二三日大法廷判決参 照〕)。同第二点は、判例違反を主張するけれども、所論引用の判例は本件に適切 でなく、いづれも適法な抗告理由に当らない。

よつて、刑訴四三四条、四二六条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年一一月一六日

最高裁判所第一小法廷

 裁判長裁判官
 入
 江
 俊
 郎

 裁判官
 真
 野
 毅

 裁判官
 岩
 松
 三
 郎